



かかし 案山子まつり 開催!!!



CONTENTS

- 1 / 案山子まつり開催!!!
- 2~4 / 決算報告
- 5~6 / 給与報告
- 7~15 / おしらせ
保健福祉課より
- 16 / ボランティアだより

案山子は、農作物の豊作を願って鳥獣から農作物を守るために人に見立てて作られた人形です。

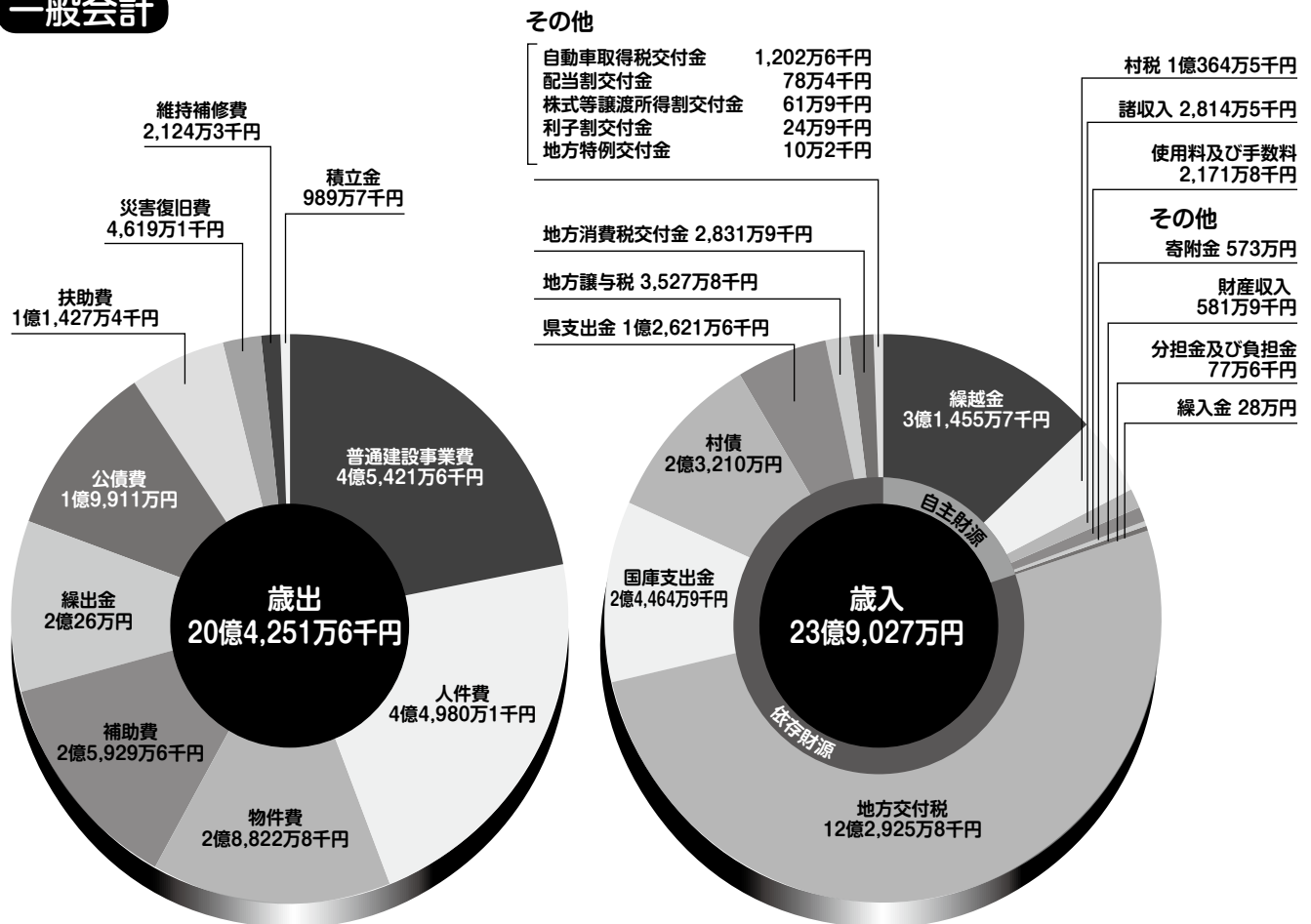
毎年恒例となっている「土屋原案山子祭り」は、ふれあいの輪を広げることを目的として、毎年9月に開催されています。今年も趣向を凝らしたユーモア溢れるたくさんの案山子が、村内の歩道を賑わせました。

平成30年度 御杖村の決算報告

平成30年度の一般会計および各特別会計の決算が、9月の定例議会で認定されました。

一般会計の歳入総額は23億9,027万円、歳出総額は20億4,251万6千円となりました。翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質的な収支は3億1,621万3千円の黒字となりました。

一般会計



自主財源…村が自主的に収入できるお金です。

依存財源…国や県から交付されたり、借り入れるお金です。

各会計の決算収支(総括)

単位：千円

		歳入総額	歳出総額	差引額
一	般 会 計	2,390,270	2,042,516	347,754
特	簡 易 水 道 事 業	118,260	115,715	2,545
別	国 民 健 康 保 険 (事 業 勘 定)	264,879	264,390	489
会	〃 (診 療 施 設 勘 定)	95,566	95,466	100
計	介 護 保 険	383,941	381,169	2,772
全	後 期 高 齢 者 医 療	45,867	45,867	0
全	会 計 決 算 総 額	3,298,783	2,945,123	353,660

何のためにいくら使った？

目的別から見た お金の使い方

※（ ）内は村民1人あたりの金額。
(平成31年3月31日現在の総人口1,617人で算出)

民生費

高齢者、障害者、児童などの
福祉全般の事務、事業に
使ったお金

3億8,663万9千円
(239,109円)



土木費

道路、住宅関係などに使った
お金

3億5,143万5千円
(217,338円)



総務費

総務、課税徴収、住民窓口、
選挙、統計などの事務のため
に使ったお金

3億3,098万9千円
(204,693円)



教育費

学校運営の費用や社会教育
など教育全般の事務、事業に
使ったお金

2億976万7千円
(129,726円)



公債費

村債(借金)の返済のために
支払ったお金

2億229万9千円
(125,108円)



商工費

商工振興、観光振興のために
使ったお金

1億3,145万8千円
(81,297円)



消防費

奈良県広域消防への負担金や
消防団運営などに使ったお金

1億2,774万7千円
(79,002円)



衛生費

保健衛生、ごみ処理など健康
で衛生的な暮らしのために
使ったお金

1億2,388万1千円
(76,612円)



農林水産業費

農・林道整備、農・林業振興
などに使ったお金

9,521万3千円
(58,882円)



災害復旧費

災害復旧に関する費用

4,619万円
(28,565円)



議会費

議会運営のために
使ったお金

3,689万8千円
(22,819円)



平成30年度の主な事業

定住促進住宅整備事業	145,167千円	庁内ネットワーク機器更新事業	12,474千円
村道三畝線改良事業	58,191千円	プレミアム商品券発行事業	10,000千円
桃俣多目的研修センター・体育館耐震改修事業	52,217千円	空家等対策計画策定事業	7,553千円
地域資源活用事業	48,957千円	小中一貫教育の推進事業	6,940千円
施業放置林整備事業	24,556千円		
地籍調査事業	24,312千円		
消防ポンプ自動車更新	19,678千円		
村道白髪線改良事業	18,892千円		
村道舗装補修事業	16,905千円		
橋梁定期点検事業	15,920千円		
村道災害防除事業	14,800千円		
中山間地域等直接支払交付金事業	13,938千円		



定住促進住宅整備事業

御杖村の 財政健全化判断比率等を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成 30 年度の健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

■平成 30 年度財政健全化判断比率

指 標	御杖村	早期健全化基準(黄信号)	財政再生基準(赤信号)
1.実質赤字比率	— (黒字)	15.0%	20.0%
2.連結実質赤字比率	— (黒字)	20.0%	30.0%
3.実質公債費比率	4.4%	25.0%	35.0%
4.将来負担比率	— ※	350.0%	

※「実質的な借金残高」を「基金や将来の収入見込等、借金返済等に充てられる財源」が上回っています。

財政の健全度を判断する 4つの指標

1. 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合。「年間収支の赤字」が「1年間の収入」に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。

2. 連結実質赤字比率

一般会計やすべての特別会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合。

3. 実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を表した指標です。「1年間の借金返済額」が「1年間の収入」に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。

4. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を表した指標です。「村の借金等負債額から貯金を差し引いた額」が「1年間の収入」に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。



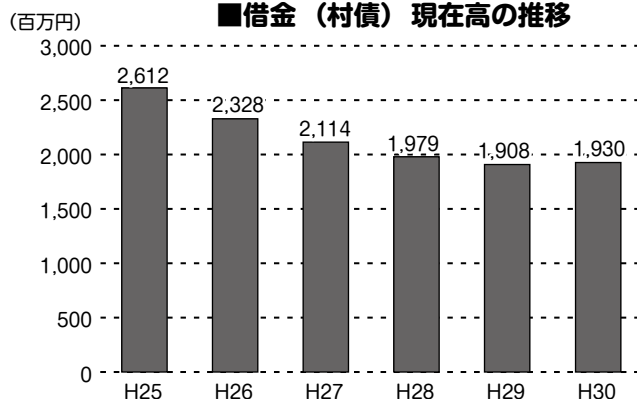
資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合を示した指標です。

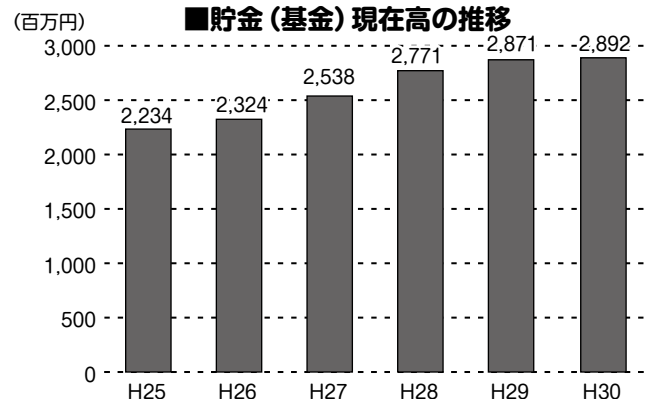
■平成 30 年度資金不足比率

公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	— (黒字)	20.0%

■借金(村債) 現在高の推移



■貯金(基金) 現在高の推移



平成 25 年度に約 26 億 1 千万円の借金残高がありましたが、平成 30 年度は村債の借入額が増加したことに伴い、平成 30 年度末の借金残高は約 19 億 3 千万円となりました。村債の借入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めています。一方、貯金残高については、将来の財政負担に備えて、様々な基金への積立を行っておりますが、平成 30 年度末の基金残高は約 28 億 9 千万円になっております。

御杖村職員の給与や職員数などの概要

地方公務員の給与は、国家公務員や他の地方公共団体とのバランスを考慮し村議会の議決を経て決められています。

人事行政の公正性と透明性を高めるため、職員数や給与などの状況について公表します。

1 人件費の状況(平成30年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 平成31年3月31日現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成29年度の人件費率
平成30年度	1,617人	2,042,516千円	316,213千円	449,801千円	22.0%	21.5%

◎平成30年度の歳出額に対する人件費の割合です。人件費には、特別職などの給料・報酬などを含みます。

◎「普通会計」とは、村の全会計から公営企業などの特別会計(簡易水道、国保健康保険など)を除いたものです。

2 職員給与費の状況(平成30年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成30年度	47人	169,167千円	25,285千円	67,453千円	261,905千円	5,572千円

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
御杖村	299,500 円	41.5 歳

4 職員初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分		御杖村	国
		決定初任給	初任給
一般行政職	高校卒	148,600 円	148,600 円
	大学卒	180,700 円	180,700 円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分		経験年数 7年以上10年未満	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	226,600円	264,200円	319,000円
	高校卒	190,700円	-	290,200円

◎経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

6 職員手当の状況

区分	御杖村			国		
期末・勤勉手当	(平成 30 年度支給割合)			(平成 30 年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.225 月分	0.90 月分	6 月期	1.225 月分	0.90 月分
	12 月期	1.375 月分	0.95 月分	12 月期	1.375 月分	0.95 月分
	計	2.60 月分	1.85 月分	計	2.60 月分	1.85 月分
	制度上の段階、職務の級による加算措置 有			制度上の段階、職務の級による加算措置 有		

区分	御杖村			国		
退職手当 (平成31年4月1日現在)	自己都合		勧奨・定年	自己都合		勧奨・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	26.3655 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
	その他の加算措置	なし	定年前早期退職 特例措置 2%～ 45%加算	その他の加算措置	なし	定年前早期退職 特例措置 2%～ 45%加算
	退職時特別昇給	なし	なし	退職時特別昇給	なし	なし

区分	御杖村			国		
扶養手当 (平成31年4月1日現在)	配偶者	6,500 円		配偶者	6,500 円	
	子	10,000 円		子	10,000 円	
	父母等	6,500 円		父母等	6,500 円	
	※満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算			※満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算		
住居手当	借家、借間 最高支給額	27,000 円		借家、借間 最高支給額	27,000 円	
	持家	なし		持家	なし	
通勤手当	交通機関利用最高支給額	55,000 円		交通機関利用最高支給額	55,000 円	
	自動車等の使用者			自動車等の使用者		
	・ 2km 未満 無支給			・ 2km 未満 無支給		
	・ 2km 以上 片道の距離により 2,000 円～ 31,600 円を支給			・ 2km 以上 片道の距離により 2,000 円～ 31,600 円を支給		

7 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	報酬・給料月額等	期末手当
給料	村長 600,000円	(平成30年度支給割合) 6月期 1.575月分 12月期 1.775月分 計 3.35月分
	副村長 530,000円	
	教育長 470,000円	
報酬	議長 192,000円	
	副議長 152,000円	
	議員 147,000円	

②年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	職員数	区分	職員数
20歳未満	0人	40歳～43歳	8人
20歳～23歳	5人	44歳～47歳	9人
24歳～27歳	4人	48歳～51歳	3人
28歳～31歳	6人	52歳～55歳	5人
32歳～35歳	1人	56歳～59歳	8人
36歳～39歳	6人	60歳以上	0人
		合計	55人

8 職員数の状況

①所属別職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

所属	職員数(人)			対前年 増減数	対前々年 増減数
	平成29年	平成30年	平成31年		
総務課	11	10	11	1	
うち運転手	4	4	4		
住民生活課	8	8	7	▲1	▲1
保健福祉課	7	7	7		
産業建設課	7	7	7		
むらづくり振興課	6	6	5	▲1	▲1
診療所	4	4	4		
保育所	4	4	4		
議会事務局	1	1	1		
教育委員会事務局	4	4	4		
出納室	2	2	3	1	1
<派遣・出向>	2	3	2	▲1	
奈良県(相互派遣)		1	1		1
桜井宇陀広域連合	1	1		▲1	▲1
東宇陀環境衛生組合	1	1	1		
合計	56	56	55	▲1	▲1

◎職員とは一般職に属する職員であり、臨時職員、非常勤職員などを除いたものです。◎職員数には、病気休暇若しくは介護休暇を取得又は育児休業している職員を含みます。

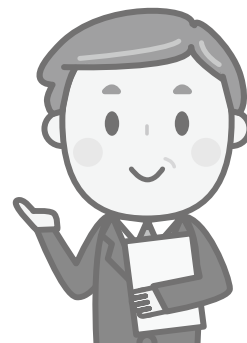
平成30年度ふるさと納税実績報告

本村のふるさと納税の寄附実績と、寄附金を積み立てた「ふるさとづくり基金」を活用し行った事業を下記のとおり公表します。

①平成30年度寄附金額

(1) 心癒される豊かな自然を守り再生に資する事業	2,109,000円
(2) 教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業	889,000円
(3) 災害等、防災対策に関する事業	629,000円
(4) その他目的の達成のために資する事業	959,000円
(5) ※CF(自慢の森林資源を活用した木造住宅をタイに 建設し、過疎が進む村の復活につなげたい!)	218,000円

※CF(クラウドファンディング)・・・寄附金の使い道を具体的にして、支援を募る制度



②平成30年度基金活用実績

■防災マニュアルの作成 280,000円
事業番号(3)

③平成30年度末基金の残高

(1) 心癒される豊かな自然を守り再生に資する事業	19,908,028円
(2) 教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業	9,904,022円
(3) 災害等、防災対策に関する事業	4,052,997円
(4) その他目的の達成のために資する事業	13,424,827円

てんいち先生



御杖村総合計画審議会委員、 まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定委員を募集します。

村の将来像やむらづくりの基本的目標等を掲げた、令和2年度から始まる「第4次総合計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたり、計画に関する事項を審議していただく委員を募集します。

【募集人員】3名程度

【応募資格】令和元年10月1日現在、20歳以上の方で、平日の日中に開催
予定の審議会(3回程度開催予定)に出席することができる村民

【任期】委嘱の日～令和2年3月31日

【報酬】審議会の参加1回につき2,500円

【応募方法】所定の応募用紙に必要事項をご記入の上、総務課まで持参・
郵送・FAXのいずれかの方法で提出して下さい。

応募用紙は、総務課窓口、または村のホームページからもダウンロード出来ます。

【応募締切】令和元年10月18日(金) 17:00まで(必着)

【選考方法】提出された応募動機、地域、男女の割合等を総合的に審査の
上、決定します。

【お問い合わせ先】御杖村役場 総務課・むらづくり振興課

TEL:0745-95-2001 FAX:0745-95-6800

令和元年10月1日より水道料金が変わります。

令和元年10月1日の消費税改定に伴い、下記のとおり水道料金が変わります。

(変更は11月に請求させていただく10月使用分からになります。)

【※基本料金は10㎡まで、従量料金は10㎡以上使用時において1㎡毎の料金】

メーター 口径	令和元年9月使用量分まで		令和元年10月使用量分より	
	基本料金(税込み)	従量料金(税込み)	基本料金(税込み)	従量料金(税込み)
13mm	1,400円(1,512円)	160円(172円)	1,400円(1,540円)	160円(176円)
20mm	1,900円(2,052円)		1,900円(2,090円)	
25mm	2,400円(2,592円)		2,400円(2,640円)	
30mm	2,900円(3,132円)		2,900円(3,190円)	
40mm	3,400円(3,672円)		3,400円(3,740円)	
50mm	3,900円(4,212円)		3,900円(4,290円)	

また、新規水道施設分担金(税込)につきましては、次のように変わります。

口径	9月まで	10月より	口径	9月まで	10月より	▼詳しい内容のお問い合わせは 住民生活課 0745-95-2001(内線115・116)
13mm	270,000円	→ 275,000円	30mm	432,000円	→ 440,000円	
20mm	324,000円	→ 330,000円	40mm	486,000円	→ 495,000円	
25mm	378,000円	→ 385,000円	50mm	540,000円	→ 550,000円	

家屋調査にご協力ください

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。正しい税額で、公平に税をご負担いただくために、あなたが所有する固定資産に異動がありましたらお届けください。

◎家屋調査の実施について

平成31年1月2日から令和2年1月1日に新築された家屋は、令和2年度より固定資産税が課税され、増築された場合もその部分が対象になります。

そのため、村では登記や届出等を基に、職員による家屋調査を実施しております。

家屋の完成確認後、お手紙またはお電話にて調査日時をお約束させていただいたうえ、固定資産評価補助員証を携行した職員がお伺いします。

また、家屋を取り壊された際にも、職員が現地確認の調査をさせていただきます。

これらの調査は固定資産税額を算出するための重要な調査ですので、皆様のご協力をお願いします。

◎家屋調査の対象は

家屋とは、住宅のほか店舗、工場、車庫、物置等も該当します。対象期間中に新築された方(平成30年以前建築で未調査の建物も含みます)や、家屋を増改築された方はご連絡ください。

◎未登記家屋の所有権移転、及び家屋の取り壊しについて

登記されている建物の所有権移転等については、法務局から村への通知で把握できますが、未登記建築物の所有権

移転や家屋の滅失など異動があった場合、市町村では把握できず固定資産税が誤って課税されることになりかねません。

未登記建築物の所有権移転や家屋の取り壊しをされた場合は、速やかに「未登記家屋納税義務者移転申告書」や「家屋滅失届」を提出されるようお願いします。

◎新築住宅の減額措置について

新築された住宅で次の要件を満たす場合、新たに課税される年度から3年度分(長期優良住宅は5年度分)、1戸あたり120㎡までに相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。

①御杖村内に生活の拠点を置くことを目的として建てられた居宅である。

②延べ床面積が50㎡以上280㎡以下である。

ただし、新築住宅の減額措置を受けるためには新築軽減申請書の提出が必要です。

今回紹介したものは、あくまでも基本的な要件であり、その他の要件が必要となる場合もあります。

▼詳しい内容のお問い合わせは
住民生活課
0745-95-2001(内線115・116)

令和元年
10月1日

年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■ 対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が879,300円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が4,621,000円以下である

■ 請求手続き

- ① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届いています。同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。
- ② 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

■ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

➤ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金 検索



「赤い羽根共同募金運動」が10月1日から始まります！

共同募金は、「赤い羽根」をシンボルとする「たすけあい」の活動で、本年10月1日から翌年3月31日まで全国一斉に実施されております。

御杖村でも各大字の組長さんが、各ご家庭にお伺いしますので、村民の皆さんの温かいご寄付（募金）をよろしくお願いいたします。

お寄せいただいた募金は、「地域福祉の推進」を目的に、村内の高齢者や障がい者等の福祉活動や、地域で福祉課題に取り組むボランティア活動等、皆さんの身近な場所で役立てられています。

このことから「赤い羽根共同募金」は、寄付された方々の地域のために使われている募金といえます。

本年度も村民の皆さんのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



【10月の予定】 問 保 健 福 祉 課 0745(95)2828 社会福祉協議会 0745(95)2522

保健・福祉センター情報【10月】

保健、福祉、介護、子育てのコーナー

Sun日	Mon	月	Tue	火	Wed	水	Thu	木	Fri	金	Sat	土
			1 元気にしとる会 (上郷・中野) 乳・子宮がん検診		2 カラオケ教室 元気にしとる会 (水口)		3 ふれあい喫茶 みつえっこ広場		4 筋力アップ教室		5	
6	7 編み物教室 ふれあいお食事会		8 元気にしとる会 (峯)		9		10 ふれあい喫茶 囲碁・将棋交流会		11 筋力アップ教室 ライザップ健康 セミナー		12	
13 ヨガ教室 (敷津丸 山公園)	14 体育の日		15 元気にしとる会 (大野)		16 福祉大会 ふれあい喫茶 元気にしとる会 (西町)(堂前)		17 ふれあい喫茶 みつえっこ広場 一日こども相談		18 筋力アップ教室		19 元気に しとる会 (土・中村)	
20 へき地 巡回診療	21 元気にしとる会 (敷津) 乳・子宮がん検診		22		23 ヨガ教室(姫石の湯) 元気にしとる会 (東町)		24 ふれあい喫茶		25 筋力アップ教室		26	
27	28		29		30		31 ふれあい喫茶					

筋力アップ教室

☆申込不要・参加無料☆

- 日 時：10月4日・11日・18日・25日（各金曜日）
ゆったりコース13：10～14：50 しっかりコース14：50～16：20
■講 師：運動指導士他 ■場 所：保健センター
■持ち物：お茶 問 保健福祉課 ☎0745(95)2828

いきいき百歳体操

☆申込不要・参加無料☆

- 日時及び場所
下里アサエさん宅（神末上村） 毎週水曜 14：00～
神末西町集会所 毎週水曜 13：00～
神末敷津産地化センター 毎週火曜 13：30～
土屋原堂前集会所 毎週火曜 13：30～
問 保健福祉課 ☎0745(95)2828

囲碁・将棋交流会

☆申込不要・参加無料☆

- 日 時：10月10日（木）13：00～16：00
■講 師：保健センター ■対 象：どなたでもご参加
ください。 問 社会福祉協議会 ☎0745(95)2522

困った時は・・・

だいじょうぶ、ひとりで悩まず、まずは、保健福祉課
95-2828「にーはちにーはち」へご相談ください。

みつえっこ広場（子育て支援）

- 日時：10月3日（木）10：00～11：00頃まで
■内 容：散歩
日時：10月17日（木）10：00～11：00頃まで
■内 容：自然物で遊ぼう
■対 象：村内在住の未就園児とその保護者
■場 所：御杖保育所
■持ち物：着替え、お茶、その他必要なもの

問 御杖保育所子育て支援センター ☎0745(95)3138

ふれあいお食事会

☆参加費300円☆

- 日 時：10月7日（月）12：00～13：10
■対 象：村内に住所がある高齢者（概ね65歳以上）
※元気・思いやりサポーターさんから誘いが
あります。
■場 所：御杖小学校
■献 立：子どもたちと一緒に給食を頂きます。

問 社会福祉協議会 ☎0745(95)2522

ライザップ健康セミナー

- 日 時：10月11日（金）10：00～12：00
■会 場：開発センター
※詳しくは、9月広報への折り込みチラシをご覧ください。

ヨガ教室のお知らせ

☆要申込・参加無料☆

屋外でヨガを楽しもう！

朝の自然の空気を吸い込んで酸素を取り入れることで血流アップ。太陽の光を浴びて細胞を活性化し、1日を活動的に過ごしましょう。

■日 時：10月13日(日) 9:00～10:00

■場 所：御杖村神末敷津 丸山公園
(※雨天の場合は、御杖村保健センター)

■対 象：村民の方

■講 師：柔道整復師 太田 和幸氏

■持ち物：水、お茶などの飲み物

*敷物や椅子などをご用意していませんので、必要な方はご持参ください。

*動きやすい服装でお越しください。

■申込・問合せ：10月11日(金)までに保健福祉課へお申し込みください。 ☎0745(95)2828

ヨガ教室 ～床ヨガの部～

■日 時：10月23日(水) 17:50～18:50

■場 所：みつえ温泉『姫石の湯』和室

■内 容：「リラックスしよう」～睡眠への誘い～

■対 象：村民の方(20名程度)

■講 師：柔道整復師 太田 和幸氏

■持ち物：水、お茶などの飲み物

*ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。
バスタオルでも代用できます。

*動きやすい服装でお越しください。

■申込み：みつえ温泉『姫石の湯』に10月20日(日)までに
お申し込みください。 ☎0745(95)2641

■問合せ：『姫石の湯』または保健福祉課0745(95)2828

◎やや空腹の状態で行うことが理想的ですので、
食事をとられる場合は2時間前までに済ませておいてください。

へき地巡回診療のお知らせ

☆要申込・無料☆

眼科及び耳鼻科の診察を行います。(診察のみで投薬はありません)目・耳・のどの不調でお困りの方はこの機会をご利用ください。視力・聴力検査、耳あか除去、眼底検査(動脈硬化の程度や高血圧・糖尿病による目の合併症、緑内障・白内障の有無などを調べる検査)も行います。

■日 時：10月20日(日) 受付9:45～14:00(必ず事前申込みが必要です。申込み締切：10月11日(金))

*申込み時に、受診時間を振り分けさせていただきます。

■場 所：保健センター ■対象者：村民の方

■費 用：無料

申 問 保健福祉課 ☎0745(95)2828

☆『健康標語』について、たくさんのご応募を頂きありがとうございました！

5月から募集しました健康標語について、食事・運動・禁煙・ストレスなどの生活習慣、健診等様々な分野から考えていただき、ありがとうございました。

10月1日～18日の間、応募いただいた標語を保健センター「ふれあいホール」にて掲示いたします。

優秀作品の選定は、保健センター来所者による投票の後、健康づくり推進協議会で投票結果を基に協議し、決定いたします。ぜひ村民の皆さまも見に来ていただき、いいなと思う作品に投票をお願い致します。(※投票は一人さま1回です。)

幼児教育の無償化

2019年10月から全国的にスタート！！

☆3歳から5歳(小学校就学前)までの子どもの保育料については、御杖村では以前より全員無償化しておりますが、0歳から2歳までの子どもの保育料についても、住民税非課税世帯は無償化となります。

※制服代・用品代・延長保育料等はこれまでどおり保護者の負担となります。

※無償化に伴う新たな手続きは必要ありません。

(問い合わせ先)御杖保育所 TEL:0745-95-2480

就学前の障がいのある子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担も無償化 されます。

☆対象となるサービス

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

☆無償化の対象となる期間

「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

※利用者負担以外の費用(医療費や食事等の実費で負担しているもの)はお支払い頂く事になります。

※幼稚園、保育所、認定こども園等と上記サービスを両方利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※無償化に伴う新たな手続きは必要ありません。

(問い合わせ先)保健福祉課 TEL:0745-95-2828

令和
元年度

インフルエンザ・高齢者肺炎球菌の 予防接種の助成について

	小児インフルエンザ	高齢者インフルエンザ	高齢者肺炎球菌
接種期間	令和元年10月1日～令和元年12月31日		平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
対象者	接種日に御杖村に住民票がある 6ヶ月～中学3年生のお子さん	1)接種日に御杖村に住民票が ある満65歳以上の方 2)60～64歳の方で心臓、腎臓、 呼吸器の機能障害のある方 (身体障害1級程度)	1)令和元年度に65歳、70歳、 75歳、80歳、85歳、90歳、 95歳、100歳となる方 2)60～64歳の方で心臓、腎臓、 呼吸器の機能障害のある方 (身体障害1級程度)
自己負担金	助成額の欄を参照	1,500円	2,000円
助成額	1回の接種につき、1,000円 (6ヶ月～13歳未満の方2回) (上記以外の方1回)	自己負担金1,500円を除いた額 (年度内に1回)	自己負担金2,000円を除いた額
助成方法 (医療機関によって違う)	①御杖村国保診療所で受ける方 上記助成額1,000円を引いた費 用を医療機関でお支払いください。 ②上記①以外で受ける方 医療機関で全額お支払いくださ い。後日、保健福祉課で助成申請書 に記入し、請求してください。 →下記の「*償還払い申請につ いて」を参照してください。	①御杖村・曽爾村・宇陀市の医療 機関で受ける方 医療機関で自己負担金1,500 円をお支払いください。 ②上記①以外の奈良県内で受ける方 受診する前に保健福祉課で「予防 接種依頼書」と「問診票」を受け取り、 1,500円を支払ってください。 ③県外で受ける方 医療機関で全額お支払いくださ い。後日、保健福祉課で助成申請書 に記入し、請求してください。 →下記の「*償還払い申請につ いて」を参照してください。	①御杖村・曽爾村・宇陀市の医療 機関で受ける方 医療機関で自己負担金2,000 円をお支払いください。 ②上記①以外の奈良県内で受ける方 受診する前に保健福祉課で「予防 接種依頼書」と「問診票」を受け取り、 2,000円を支払ってください。 ③県外で受ける方 医療機関で全額お支払いくださ い。後日、保健福祉課で助成申請書 に記入し、請求してください。 →下記の「*償還払い申請につ いて」を参照してください。
申し込み方法	希望する医療機関に直接、予約してください。		
*償還払い 申請につ いて	1)領収書(インフルエンザ・高齢者肺炎球菌の予防接種をしたことが分かるもの) 2)接種者名・接種日・接種医療機関が確認できるもの(接種済み証明書、問診票のコピー等) 3)振込先の口座番号の控え 4)印鑑 *インフルエンザの申請書の提出は令和2年2月28日までです。 (高齢者肺炎球菌は令和2年3月31日まで)		
注意	法律に基づく定期の予防接種 ではありません。任意接種の ため、保護者が主治医と相談 の上、接種してください。	③県外で受ける場合は 任意接種になります。	



第41回 御杖村社会福祉大会

〈日時〉 10月16日(水)

〈場所〉 保健センター2階大広間

12:20 受付開始

12:50 式典開始(表彰式等)

13:20 式典終了

13:25 演歌「月川るり」

13:55 休憩

14:00 芝居・舞踊他「姫 千乃丞 一座」

15:30 終了

○一般の方は、13:20まで式典のため会場に入場できません。

○昼食は済ませてからお越しください。

○駐車場に限りがありますので、バスまたは乗り合わせでお越しください。



姫 千乃丞 一座



月川るり

御杖村社会福祉協議会 (Tel95-2522)

患者等搬送乗務員基礎講習及び定期講習のご案内

患者等搬送事業所に従事する乗務員の方に必要な応急手当に関する知識及び技能の修得を目的とした「患者等搬送乗務員基礎講習」と、その知識及び技能を適正に維持することを目的とした「患者等搬送乗務員定期講習」を次の日程で開催します。



【基礎講習】

日 時 令和元年11月2日(土)・11月3日(日)
9:00～17:00(2日間)

場 所 奈良市防災センター
奈良市八条5丁目404-1

※はじめて受講される方、または資格期限切れの方が対象

【定期講習】

①日 時 令和元年11月6日(水)
13:30～16:30

場 所 奈良市防災センター
奈良市八条5丁目404-1

②日 時 令和元年11月7日(木)
9:00～12:00

場 所 奈良県広域消防組合 桜井消防署
桜井市大字上之庄327

※平成29年度以降に基礎講習又は定期講習を受講された方が対象。2年以内に1回以上受講することで資格は継続されます。

※期限切れに注意してください。

【受付期間】

令和元年9月30日(月)～令和元年10月18日(金)
平日 8:30～17:00

【対象者および費用】

- ①奈良県広域消防組合消防本部の認定を受けている患者等搬送事業所の従業員
- ②奈良県広域消防組合消防本部に患者等搬送事業所としての認定申請を予定している方及びその従業員
- ③受講料無料(テキスト代別)

【申込方法または問い合わせ先】

- ・6ヶ月以内に撮影した、脱帽、正面、上半身の写真(横2.5cm×縦3cm)を2枚持参して下さい。
- ・最寄りの消防署(奈良市、生駒市を除く)で申し込みを行ってください。
- ・奈良県広域消防組合 宇陀消防署
0745-82-3199

職場のお悩み、ご相談ください ～休日・夜間労働相談会の開催～

1. 開催日時・会場

【休日相談会】

〈相談会①〉

日 時:令和元年10月6日(日) 13:30～16:00

場 所:イオンモール橿原(橿原市曲川町7-20-1)

〈相談会②〉

日 時:令和元年10月27日(日) 13:30～16:00

場 所:奈良県立図書情報館(奈良市大安寺西1-1000)

【夜間相談会】

〈相談会〉

日 時:令和元年10月10日(木) 18:30～20:30

場 所:奈良商工会議所(奈良市登大路町36-2)

2. 概 要:弁護士・大学教授などの「公益委員」、労働組合の役員などの「労働者委員」、会社役員、企業経営者などの「使用者委員」の3名の労働委員会委員が相談員となり、労働条件その他労働関係に関する相談(募集採用などの相談は対象外)をお受けします。1人30分程度です。

3. 費 用:無 料(全会場)

4. 対 象:①県内在住または在勤の労働者
②県内に事業所のある事業主

5. 申込み:全会場とも予約が必要ですので、下記へお問い合わせください。
奈良県労働委員会事務局
TEL:0742-20-4431

図 書 館 情 報

読者からのおすすめの1冊:著者 / 宮部みゆき『ぼんくら』



私は、先にテレビでドラマ版を見ました。一話は何の話やらさっぱり。でも、二話を見て面白そう。そこで、原作であるこの本を手に入れました。映像のイメージが強く、なぞるように読んでしまいました。

ストーリーは、面倒くさがりな同心(役人)・井筒平四郎が、鉄瓶長屋でおきた連続事件の謎に挑む、ミステリーです。事件が起きるたび、長屋の住人が減っていく…。アガサ・クリスティの「そして誰もいなくなった」のような、作品なのです。

平四郎は、何でも計りたがる「弓之助」という美形の甥、言われたことを何でも記憶してしまう「おでこ」という少年等々に助けられながらも、事件の核に迫っていきます。この作品には魅力的な人物がたくさん登場します。特に、この平四郎のキャラクターが、とても良いのです。ひょうひょうとし、なまけものかと思うと、しっかり物事を考えて行動する、周りの人にも優しく接しているそんな人なのです。また、「美形・育ちの良さ・賢い」を持ち合わせた弓之助にも、弱点があります。誰でも経験はあるようなものだそうですが、何が弱点なのか、ぜひ一度手にとって確認してください。

「日暮し」、「おまえさん」とシリーズは続いています。

この本を読んだ人:ペンネーム 彼岸花

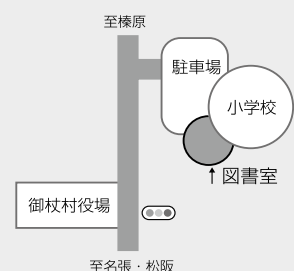
開放図書館利用案内

☆場 所:御杖小学校図書室
(小学校正面入り口)

☆開放日時:毎週土曜日
13:00～17:00まで

☆貸出冊数・期間:1人5冊まで 4週間以内

☆リクエスト:読みたい本が書架に見あたらないときは、予約リクエストカードに記入してください。



温泉カレンダー

10月

日	男湯	女湯	姫石の湯
1(火)	定休日		
2(水)	石風呂	木風呂	◇
3(木)	木風呂	石風呂	◎【姫石の湯バス】
4(金)	石風呂	木風呂	☆
5(土)	木風呂	石風呂	
6(日)	石風呂	木風呂	
7(月)	木風呂	石風呂	□●
8(火)	定休日		
9(水)	木風呂	石風呂	◇
10(木)	石風呂	木風呂	◎【姫石の湯バス】
11(金)	木風呂	石風呂	☆
12(土)	石風呂	木風呂	
13(日)	木風呂	石風呂	
14(月)	石風呂	木風呂	● 体育の日
15(火)	定休日		
16(水)	石風呂	木風呂	◇
17(木)	木風呂	石風呂	◎【姫石の湯バス】
18(金)	石風呂	木風呂	☆
19(土)	木風呂	石風呂	収穫祭
20(日)	石風呂	木風呂	収穫祭
21(月)	木風呂	石風呂	□●
22(火)	石風呂	木風呂	特別営業 即位礼正殿の儀
23(水)	木風呂	石風呂	◇
24(木)	石風呂	木風呂	◎【姫石の湯バス】
25(金)	木風呂	石風呂	☆
26(土)	石風呂	木風呂	「風呂の日」
27(日)	木風呂	石風呂	
28(月)	石風呂	木風呂	□●
29(火)	定休日		
30(水)	石風呂	木風呂	◇
31(木)	木風呂	石風呂	◎【姫石の湯バス】

□…ガラガラ抽選 ●…特別風呂 ◇…感謝デー
◎…シルバーデー ☆…お子様無料デー

ひめし ゆ 姫石の湯

営業時間: 11:00~20:00 (19:30受付終了)
☎0745(95)2641



◆道の駅「収穫祭」

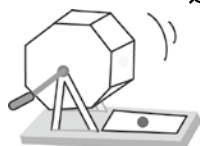
10月19日(土)と20日(日)の2日間、毎年恒例の「収穫祭」を開催いたします。

◎10月19日(土)

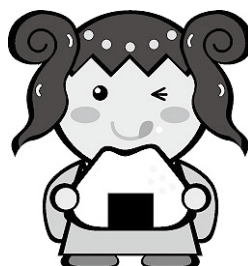
・美味しいものバザー開催

◎10月20日(日)

・新米詰め放題
・ガラガラ抽選
・ポップコーン



秋の実りに感謝して、さまざまな楽しいイベントを予定しておりますので、ご家族揃ってお越しください。



御杖村のつえみちゃん

◆山桜

オープンしました。

靴のままで、お食事できるテーブル席のお店です。

《営業時間》

11時~15時

(ラストオーダー14時)

※貸切の場合はご利用頂けない場合がございますので、事前にお問い合わせ下さい。



◆10月31日はハロウィン

楽しい企画検討中!

イベント参加者様にはいいことがあるかも…

詳しくは「姫石の湯だよ」へ掲載します。

みなさまのお越しを従業員一同心よりお待ちしております。



★特別営業のお知らせ

10月22日(火)即位礼正殿の儀(祝日)
休まず営業致します!

学校支援地域ボランティアだより

学校支援ボランティアは、子どもたちの育ちや学びを、地域ぐるみで支援する活動をしています。2019年度前半の活動の一部を紹介します。

vol.25

【小学校】



本の読み聞かせ
全学年



こんにゃく作り体験
3.4年生



御杖のホタルについて
5.6年生



お寺や神社について
3年生



伊勢本街道について
3年生



全昌寺にて自然観察
1.2年生



薬物乱用防止教室
5.6年生



三峰山 山の神様
1.2年生

【中学校】



御杖の野生動物について
WAKU×2環境班



御杖の川とあまご
WAKU×2自然班

*中学2年生の職業体験は、宇陀消防署、姫石の湯、御杖村森林組合、青少年旅行村のみなさまにご協力いただきました。ありがとうございました。



奉仕活動
校舎の清掃



職業体験
2年生



職業体験
2年生



放課後学習支援
全学年



奉仕活動
校庭の草取り

【放課後児童一時預かり】



木工作品作り



百人一首大会



竹馬と竹ブロック
10セット作成

編集後記

昨年度から始まりました夏期休業期間中の放課後児童一時預かり開設に伴い、ボランティアの皆さんには、小学校・中学校だけでなく、放課後児童一時預かりでも様々なご支援をいただきました。

また、2学期が始まる前には、PTAや学校の先生方と共に奉仕活動を行って頂き、気持ちよく新学期を迎えることができました。お忙しい中、様々な形で子ども達の成長を支えてくださり、心より感謝申し上げます。